

【漁業権番号】 内共第7号
【関係漁業協同組合】 牧田川漁業協同組合

変 更 後	変 更 前	変更理由	施行予定 年月日																														
第1条から第2条 略 (漁具、漁法の制限) 第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣り、竿釣り（餌釣り・毛針釣り、ルアー釣り、友釣をいう。）投網、ていな、<u>たも網</u>に限るものとし、次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲でなければならない。 2 前項に規定する漁具・漁法のうち次の表の左欄の漁法は、それぞれ右欄の期間はこれをおこなってはならない。 <table><tr><th>漁具・漁法</th><th>区域</th><th><u>規模・禁止期間</u></th></tr><tr><td>投網・ていな<u>たも網</u></td><td></td><td>組合が定めて公表する期間 <u>たも網の口径は40cm以下</u></td></tr><tr><td>リールを用いたアユルアー、あゆ餌釣り</td><td>組合が定めて公表する区域</td><td>組合が定めて公表する期間</td></tr></table> (遊漁期間) 第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。 <table><tr><td>あゆ</td><td>5月11日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内</td></tr><tr><td>あまご</td><td>2月1日<u>以降で組合が定めて公表する日</u>から9月30日まで</td></tr><tr><td>にじます おいかわ うなぎ うぐい</td><td>1月1日から12月31日まで</td></tr></table>	漁具・漁法	区域	<u>規模・禁止期間</u>	投網・ていな <u>たも網</u>		組合が定めて公表する期間 <u>たも網の口径は40cm以下</u>	リールを用いたアユルアー、あゆ餌釣り	組合が定めて公表する区域	組合が定めて公表する期間	あゆ	5月11日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内	あまご	2月1日 <u>以降で組合が定めて公表する日</u> から9月30日まで	にじます おいかわ うなぎ うぐい	1月1日から12月31日まで	第1条から第2条 略 (漁具、漁法の制限) 第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣り、竿釣り（餌釣り・毛針釣り、ルアー釣り、友釣をいう。）投網、ていな_____に限るものとし、次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲でなければならない。 2 前項に規定する漁具・漁法のうち次の表の左欄の漁法は、それぞれ右欄の期間はこれをおこなってはならない。 <table><tr><th>漁具・漁法</th><th>区域</th><th><u>禁止区間</u></th></tr><tr><td>投網・ていな_____</td><td></td><td>組合が定めて公表する期間 _____ _____</td></tr><tr><td>リールを用いたアユルアー、あゆ餌釣り</td><td>組合が定めて公表する区域</td><td>組合が定めて公表する期間</td></tr></table> (遊漁期間) 第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。 <table><tr><td>あゆ</td><td>5月11日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内</td></tr><tr><td>あまご</td><td>2月1日_____から9月30日まで</td></tr><tr><td>にじます おいかわ うなぎ うぐい</td><td>1月1日から12月31日まで</td></tr></table>	漁具・漁法	区域	<u>禁止区間</u>	投網・ていな_____		組合が定めて公表する期間 _____ _____	リールを用いたアユルアー、あゆ餌釣り	組合が定めて公表する区域	組合が定めて公表する期間	あゆ	5月11日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内	あまご	2月1日_____から9月30日まで	にじます おいかわ うなぎ うぐい	1月1日から12月31日まで	漁業調整規則の一部改正に伴い、たも網を漁具・漁法に規定 文言修正 あまごの遊漁期間を河川状況等で変更できるようにするため	認可の日
漁具・漁法	区域	<u>規模・禁止期間</u>																															
投網・ていな <u>たも網</u>		組合が定めて公表する期間 <u>たも網の口径は40cm以下</u>																															
リールを用いたアユルアー、あゆ餌釣り	組合が定めて公表する区域	組合が定めて公表する期間																															
あゆ	5月11日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内																																
あまご	2月1日 <u>以降で組合が定めて公表する日</u> から9月30日まで																																
にじます おいかわ うなぎ うぐい	1月1日から12月31日まで																																
漁具・漁法	区域	<u>禁止区間</u>																															
投網・ていな_____		組合が定めて公表する期間 _____ _____																															
リールを用いたアユルアー、あゆ餌釣り	組合が定めて公表する区域	組合が定めて公表する期間																															
あゆ	5月11日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内																																
あまご	2月1日_____から9月30日まで																																
にじます おいかわ うなぎ うぐい	1月1日から12月31日まで																																

2 略

第5条から第6条 略

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が小学生以下のときは無料、中学生生徒または肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一、女性の あゆ1年の遊漁料 は二分の一に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、700円を加算した額とする。

一 手釣、竿釣による遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	手釣・竿釣(友釣、あゆルアー、あゆ餌釣) <u>・たも網</u>	1日2000円、1年6000円
あまご、うなぎ、うぐい、にじます、おいかわ(以下「雑魚」という。)	手釣・竿釣 <u>・たも網</u>	1日1000円、1年5000円

二 略

2 略

第8条から第11条 略

2 略

第5条から第6条 略

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が小学生以下のときは無料、中学生生徒または肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一、女性 については あゆ1年 二分の一に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、700円を加算した額とする。

一 手釣、竿釣による遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	手釣・竿釣(友釣、あゆルアー、あゆ餌釣) <u>_____</u>	1日2000円、1年6000円
あまご、うなぎ、うぐい、にじます、おいかわ(以下「雑魚」という。)	手釣・竿釣 <u>_____</u>	1日1000円、1年5000円

二 略

2 略

第8条から第11条 略

文言修正

漁業調整規則の一部改正に伴い、たも網の遊漁料を規定